

Title	軍縮の現代的意義
Sub Title	What disarmament would mean
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.5 (1961. 5) ,p.27- 53
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610515-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

軍縮の現代的意義

内山正熊

- 一 軍縮の概念
- 二 歴史的概観
- 三 戦後における軍縮の課題
- 四 原子力の國際管理
- 五 全面軍縮の根據
- 六 軍縮のディレンマ
- 七 むすび

一

軍縮の觀念には、さまざまの先入主がまつわりついている。軍縮というとき、そこには色々のイメージが浮ぶのがつねである。舊い世代の人には、それは五・五・三の海軍軍縮や緊縮時代の陸軍軍縮という暗い思い出につながるであろうし、新しい世代の人には、戦争なき平和の世界をめざして、これに道をつける軍縮に力強く未來の希望を託するであろう。或いはまた、國際關係の現實に明るい人々は戦後十五年にわたる軍縮交渉の経過にあきたらず、東西が互いに平行線の軍縮論争をつづけていることを知って、不信懷疑の念を高めているであろう。また一般の人々は、本能的な原水爆恐怖症に發する感情

的軍縮には麻痺して、もはや無關心になつて傾きすらあるといつてよいであらう。要するに、今日では、軍縮についての觀念は、多義多様であるといつてよいと思われる。

しかも、注意すべきことは、軍縮という概念そのものはつきりしていないのに拘らず、軍縮という言葉自体は、頗る明瞭な意味を表示していることである。いうまでもなく、軍縮とは軍備縮少の略語であつて、それは文字通りの極めて明快な語感をもつている。軍縮は、“disarmament” という洋語の譯語であるけれども、そこには殆んど翻譯臭はなく、邦語として立派に熟して通用している言葉である。それだけに、我々はこの言葉の魔術に陥る危険があることを知らねばならない。すなわち、今日軍縮という言葉で表明される觀念は、決して軍備を縮少することだけを意味するものではないことに注意すべきである。古い皮囊に新しい酒は盛れないというが、軍縮という言葉の下に多様な内容を包含することには問題がある。しかしいま、現實にふさわしい適語がない以上、我々はこの軍縮という言葉が現に抱擁している觀念を出来るだけ正確に分析し整理して、その概念内容を明らかにしておくことが必要である。

元來、“disarmament” という原語自体が意味曖昧であることは注意を要する。それは恰かも民主主義 “democracy” という言葉が、極めてポピュラーであつて、自明の感を抱かせ、これに熱をあげさせる魅力をもちながら、しかも、その定義は意外に不明確であるのに似て、“disarmament” という言葉も、非常に誤解を招きやすく不明確な意味のものである。⁽¹⁾ それ故に、最近では、意識的に “disarmament” という言葉を使うのを避けている人も少くないのである。⁽²⁾ 先ず第一に、英語では日本語以上に、“disarmament” という言葉はまぎらわしいものであることが知られる。いうまでもなく、語源的に見れば、それは *disarmament* すなわち、軍備を否定してこれをとり去るということであるから、日本語がこれに對して、第一義としては「武装解除」としているのは當つて⁽³⁾いる。このように、日本語では、少くとも敗戦國或いは降伏側に對する場合の *disarmament* は、英語とはちがつて軍縮とは別個の表現をもつていたので、英語の場合よりは、若干概念

の整理上便利であるといえるが、英語では、敗戦國に對する場合も、そうでない場合も、同じ様に“disarmament”という言葉で表明されているのである。しかし、いま武装解除の意味を除いてみたとしても、“disarmament”の觀念は未だ頗る複雑多様である。我々はこれを實證的に検討して、いかなる内容が含まれているかを整頓しながら、現代における軍縮の特質を追求したいと思う。

二

ヨーロッパにおいては、中世のローマ帝國が崩壊して以來、西洋世界の政治的統一を回復せんとする念願は、つとに戰爭を最も忌むべき災害として排斥する平和主義を生むに至つた。國際秩序と平和を樹立せんとする試みは、十六世紀のエラスムス、十七世紀のシュリー、ユーゴー・グロチウス、ウイリアム・ペン、十八世紀のアベ・ド・サンピエール、ルッソー、ベンサム、カントなどによつて構想されたが、これはいわば、理想主義的な軍縮思想の先蹤ともいうべきものである。それは武器なき平和の世界を理想として、理念的に軍縮を要請するものである。今日も、この流れを汲む軍縮論者は存在するのであつて、この國際緊張の緩和と恒久平和確立のための眞剣な希望が、本來すべて軍縮提案の根底にあることはみとめるべきであろう。それは單なる軍縮というよりは、軍備全廢の源流をなしているといえるのであるが、しかしながら、これらの立場では、具體的な軍縮政策を打ち出したものは殆んどなかつたといつてよい。

*

いふまでもなく、最初に具體的な軍縮提案の表明は、一八一六年ロシア皇帝アレキサンダー一世が英國政府に向つて、各種兵力を同時に縮少すること（simultaneous reduction of the armed forces of every kind）を提唱したのに見られる。すなわち、「軍備の縮少」の基本型式がロシアによつて提起されたのであるが、英國宰相キャッスルリーは、かかる提案は各

國軍事代表が相互に兵力を決定すべき國際會議でとりあげらるべきであるとし、佛境もこれに同調したために何等の成果を生まなかつた。一八六〇年代フランスのナポレオン三世によつても一般的な軍備縮少 (General reduction of armament) が唱えられ、一八七〇年には英國がフランスの示唆でプロシヤに軍縮を提議したが、これも成功しなかつた。⁽⁵⁾

しかし、何よりも先ず軍縮の第一歩は、ロシア皇帝ニコライ二世の主唱によつて一八九九年の第一回ハーグ平和會議が開かれ、二十八ヶ國の参加の下に軍備と軍事費の制限 (Limitation of armaments and of military budgets) をとりあげたことにはじまる。それは軍縮宣言の採用となつたにとどまり、結局具體的な措置はとられなかつたのみならず、ロシアの軍縮提案は却つて猜疑心をかり立てたことは今日から注目すべきことである。⁽⁶⁾ すなわち、これに對するアメリカの反應は、もしロシアがヨーロッパ諸國の軍備を縮小させるのに成功するならば、これに應じてロシアの龐大な常備軍を減少させたとしても、ロシアはそのうつつ勃たるエネルギーを専ら中國、ペルシヤ、トルコに滲透させてこれを征壓するのみならず、軍事費節約からえられた財政餘裕を東洋進出に向けるであろうといつた (一八九八年九月八日附フィラデルフィア・レコードによる)。これに次いで、一九〇七年ニコライ・ロシア皇帝が再び第二回ハーグ平和會議を提唱したが、それは日露戰爭に敗北した後のことであり、軍縮よりもむしろ、戰爭法規制定の方に關心が高かつたといえる。この二回にわたるハーグ會議は、毒ガスを含む特定兵器の使用禁止については成果を収めたのであるが、全般的に軍縮そのものについては何等見るべきものもなかつたのである。ただ今日のソ連に及ぶまで、ロシアが終始、軍縮については西方に對してイニシアティブをとつてきたことは注目に値する事實である。

*

扱、一般的な軍縮のアプローチは、第一次世界大戰を契機として進められることになつた。周知のように、一九一八年講和の基礎條件として公表されたウッドロー・ウイilsonの十四ヶ條 (Fourteen Points) は、その第四項において、「國家の

軍備は、國內治安を維持するための最少限度まで削減されるように、適當な保證が與えられなければならない」と述べて、軍備縮少の必要を指摘したのである。この趣旨は一九一九年の國際連盟規約にとり入れられ、その第八條は、國際平和維持のために國防安全に差支えない程度まで最少限に各國軍備を制限することを要請したのである。さらに、具體的な軍縮措置がとられた嚆矢としてきわ立つているのは、ヴェルサイユ條約における敗戰國ドイツに對する徹底的軍備制限である。⁽⁷⁾その陸海空軍の解體などというドイツに對する苛酷な制限を加えたのは、「すべての國の全般的な軍備制限の開始を可能ならしめる」ための目的に添うものであるとされたのである。いわば、この對獨軍縮措置は、一般軍縮の手はじめとして、正當化され強制されたのであつた。

*

軍縮について、何よりも顯著な道標は、一九二二年のワシントン會議に見出されるであろう。それはかの海軍軍縮條約(Treaty for the Limitation for Naval Armament)を採擇して、英米日佛伊の海軍主力艦保有量を各々 5:5:3:1.67:1.67 の比率に制限したことは餘りにも有名であるから言及を避けるが、それは軍縮問題に關して成功した史上最初にして且つ最大のものであるけれども、しかもその背後に伏在する問題について、我々は検討のメスを加えることを忘れてはならない。

ワシントン會議開催の背景は、單に海軍軍備競争というところだけになく、廣く第一次大戰後の權力鬭争の舞臺に求めらるべきである。即ち、第一次戰時中には殆んど軍事的消耗なくして戰勝國となり、文字通り世界強國に躍進した日本に對して、歐米列強が反撥抑壓を加えることに、ワシントン會議の目的があつたといつても過言ではない。列強がヨーロッパの戰亂に没入している間に極東における制覇を企てた日本帝國主義に對する鐵槌を下したのは、實にこのワシントン會議であつた。それ故に、單に當時の建艦競争——とりわけ日本の八八艦隊建造計畫——に對する制限という軍縮面だけでなく、この五カ國條約のほかに、九カ國條約と四カ國條約の二つが締結されたことに目を向けなければならない。この兩條約は、軍縮

には直接關係はないけれども、軍縮問題を國際政治との關連において捉えるためには是非ふれておく必要がある。九カ國條約は、海軍軍縮條約の當事國たる五大國に加えるに、中國、ベルギー、オランダ、ポルトガルのヨーロッパ帝國主義國が入つて、中國の獨立、領土保全、門戶開放を約束したものである。次に四カ國條約は、日英米佛の四國が太平洋における島嶼の領土に關する相互の權利を尊重することを約したものであつて、太平洋問題に起因する紛争を締約國が共同して解決に當るというのであるが、それは日本をしてフィリピンに對する侵略の野心をもたないことを承認させたのみならず、この條約によつて日英同盟を廢棄させることに成功したのである。それは日英米間における太平洋の特定區域内の要塞不構築、海軍基地に關する現狀維持を約したのと對應して、極東における對日牽制という點において決定的重要性をもつ。それにも拘らず、ワシントン會議においては何よりも先ず海軍軍縮の必要は聲高く叫ばれたのである。會議の劈頭、ヒューズ米國務長官は軍縮について「第一の解決困難な焦點が建艦計畫の競争にあること、並びに海軍軍備を適當に制限するためには、建艦計畫を放棄しなければならぬことである。……一の建艦計畫は必然的に他の計畫を促し、競争の存續する限りその調節は不可能である。これを解決する唯一の方法は、今日直ちに競争を中止することにある。しかしそれには、重大な犠牲を拂わずしては實現しえないことは明らかである。建造中の艦艇はすでに莫大な支出を費しているから、現に進行中の建艦計畫は、重大な損失負擔なくしては放棄出来ない。今日かかる犠牲を免れようとする努力は無益である。我々のとるべき道は、この際かかる犠牲を敢てするか、わが目的を斷念するかである」⁽⁸⁾と述べて、主力艦保有比率制限と共に、十年間の主力艦建造停止の海軍休日 (Naval Holiday) を提唱したのである。

この海軍軍縮の功罪としてあげるべきことは、太平洋の現狀維持、緊張緩和という空氣を生み出したのみならず、各國の莫大な財政負擔を軽減し、ワシントン會議まで膨脹一途を辿つていた軍事費は、翌年から縮少の傾向を見せるに至つたことは見逃すことが出来ないが、しかし一應成功したかに見えたワシントン會議も、所詮それは帝國主義國家間の一時的な妥協

にすぎなかつたことも認めなければならぬ。ワシントン會議開催の背景は、根本的には戰勝國の帝國主義的競合關係に求められるのであつて、とりわけ日米帝國主義の對立において、アメリカが自國に極めて有利な解決を外交的手段によつて達成したことを見出すであらう。これに反して、日本はそれまで猛進をつづけて來た帝國主義をワシントン會議において阻止され、パリ講和會議で一度は認められた山東における日本の大陸進出も、ワシントン會議において頭から否定され、世界各國から糾弾されることになつたのである。ここに日本の威信は傷けられ、日本はアメリカに對して深怨を抱くことになるのである。この意味において、パワ・ポリティックスの見地からすれば、ワシントンの海軍軍縮條約は、その表面的成功にも拘らず、軍縮協定の缺點を暴露したといわなければならない。それは英米を均等比率 (parity) にしたけれども、日本に對する壓倒的優位を保持することになつた英米は、日英同盟を廢棄して、日本を孤立の立場においやり、劣勢に甘んじた日本になつて反撥の口實契機を興えることになつたからである。すなわち、軍縮によつて英米は、味方の軍備を相對的に強化したのであつて、表面の太平洋に現出した軍縮平和の底には、抜き難い對立不安の根がひそんでいたことを看過してはならないのである。日本はワシントン軍縮條約の制限を拂ひのけるために、其の後ひそかに對米鬭爭姿勢をとるに至つたのであつて、日米戰爭の遠因はここにもあるといつても過言ではないであらう。

このような缺陷を包藏していたのに拘らず、ワシントン會議がともかく軍縮の具體化に成功したことは、戦後の厭戰心理と平和願望の欲求と相俟つて、國際連盟における軍縮氣運を盛りたてたのである。元來、軍縮問題は國際連盟の大きな課題であつたが、國際連盟の抑々の提案者であつたアメリカが自らこれに加盟しないという矛盾した事態を生じたために、第一次大戰後最初の軍縮會議は、國際連盟の枠外で成立するということになつたのである。したがつて、ワシントン會議の翌年から漸く國際連盟は、軍縮への動きを見せることになつた。かくて一九二〇年代に入り、軍縮と安全保障とは國際政治の中心ともいふべき地位を占めるに至り、軍縮問題は時代の脚光をあびて浮び上つて來たのである。しかしながら、この二十年

代の軍縮への努力は實を結ぶことなく、結局惨めな失敗に終るのであるが、その過程は軍縮の歴史に幾多の教訓を残しているので、その大略を概観することにする。

*

一九二三年、連盟總會は英佛提唱の相互援助條約案をとり上げたが、それは安全保障と軍備縮少とを組み合わせたもので、侵略防止を目的としたものであつた。しかし、これは他國に對して負う義務の大きなことを嫌つたイギリスの反對が致命傷となり、この案は流産に終つてしまつた。そこで、軍縮への第二の措置として、一九二四年いわゆるジュネーブ議定書に國際連盟はとりかかつたわけである。この議定書は、從來の安全保障と軍備縮少のほかに、強制的國際仲裁裁判の原則をとり入れ、この三原則を巧みに組み合わせたものであつた。しかし、これもイギリスの政變により、保守黨内閣の登場がまたしても原因となつて批准されず不成立に終つた。英國保守黨によれば、強制的仲裁裁判は却つて國際紛争を多くし、その判決に従わない國を侵略者に斷定して制裁を加えるとすれば、議定書は平和を増すより紛争を増すことになつて、それは軍備縮少の前提となるよりも、むしろ逆の結果をもたらすであらうといふのであつた。ジュネーブ議定書を葬り去つた英國保守黨内閣は、これに代つて地域的安全保障協定を提案した。これが一九二五年のロカルノ條約である。

ロカルノ條約は、英佛獨伊白（ベルギー）の五國が、獨佛國境と獨白國境の相互不可侵、現狀維持、及びラインランドの非武装を共同に保障したものである。それは、軍縮に關する直接規定はなかつたけれども、ロカルノ條約によつて國際連盟規約第八條の軍縮による效果的に進めるものとされたのである。當時の國際政治の上では、安全保障（security）といふことが最大問題であつた。殊にフランスは國際連盟に自國の安全を託しえず、自ら安全保障機構を求めていたから、軍縮よりも安全保障を第一に優先させたロカルノ條約は歓迎された。しかも、この條約は、イギリスの畫策によつてドイツをソ連に對する防波堤にするといふ意圖が含まれていたから、ソ連の反撥を買わざるをえず、「ロカルノ精神」といふ平和協調の合言葉が

現れたほど、内容において平和的なものとはいえなかつたことを注意すべきである。

一九二六年、國際聯盟に軍縮豫備委員會が發足し、一九二七年英佛代表は軍縮協定草案を提出したが、この委員會には米ソ獨各國代表が出席し、世界主要國代表がはじめて一堂に會することになつた。この豫備委員會とは別に當時未だ連盟の外にあつたアメリカは、ワシントン海軍條約の期限延長と、主力艦以外の補助艦制限について討議を招請したが、佛伊は受諾せず、結局日英米三大海軍國によつて一九二七年ジュネーブ海軍軍縮會議が開かれたのである。アメリカは巡洋艦、驅逐艦、潜水艦について、ワシントンの五・五・三の比率適用を提唱したのであるが、英帝國の版圖保持の必要上、イギリスが輕巡洋艦についてのあらゆる制限を除外しようとしたため、英米間の正面衝突が起り、この軍縮會議は失敗に歸してしまつた。⁽⁹⁾これは軍縮の將來に暗い影を投げたのであるが、一九二九年アメリカに軍縮論者フーヴァーの大統領就任があり、またイギリスでも軍縮支持のマクドナルド第二次労働黨内閣の成立があつて、一九三〇年再び海軍軍縮會議がロンドンに開かれることになつた。

このロンドン軍縮會議成立の経緯については、ワシントン會議が第一次大戰後の深まり行く帝國主義國間の對立を話し合ひで一時的に解決したものであつて、相對的安定期をもたらしたにすぎなかつたことと相通するものがあるのを注目すべきである。即ち、帝國主義列強の間には、根本的な對立關係が依然として残つて居り、競争手を排除しようとする傾向はつよかつたのである。殊に、第一次大戰を契機として債務國から債權國へ變つて世界指導的地位に上つたアメリカと、戰後世界經濟に占める比重が低下したイギリスとの間には顯著な對立があつたが、貿易不振と不況失業に悩んでいたイギリスとしては、財政上の必要からも軍縮への要求が抑えられなかつた。この財政的な點からすれば、日本もまた同様であつて、一九二〇年の戰後恐慌、一九二三年の關東大震災、其後の金融混亂によつて、財政負擔の大きい軍擴の困難を感じていたのであつて、この財政的理由から、日本は軍縮への要望を高め、必然的に英米との協調政策をとらざるをえなかつたのである。か

くて一九三〇年一月、日英米佛伊の五國によつて、再びロンドンに海軍軍縮會議が開かれることになつた。しかし、開會後程なく巡洋艦の對米比率七割を主張する日本とアメリカとの對立は顯著になつたが、日本はワシントン條約によつて課せられた不平等待遇に公然と不満を表明したのである。會議は難航を極めたが、日本は財政緊縮によつて、經濟發展をはかる必要から、對英米關係悪化、軍縮交渉の決裂を回避して、結局輕巡洋艦、驅逐艦については英米の七割、潜水艦については均等という條件で、重巡洋艦の六割比率を受諾するに至つたのである。そこで四月ロンドン海軍條約が成立したのであるが、日英米三國のみ調印しにすぎず、佛伊兩國は調印しなかつた。フランスは、ジュネーブ會議のときのイギリスと同様に輕巡洋艦の保持を主張し、ワシントン條約の比率を補助艦にまで適用することを拒んだのであつて、この點はイタリアもまたワシントンの不平等な比率が適用されることを嫌つたのである。成立した條約にはエスカレーター條項なるものがあつて、調印國以外の國が新たに海軍増強の場合、これに應じて所要艦艇の保有噸數を増加することが許されていた。このロンドン會議は主力艦のみならず、補助艦についても一應制限噸數がきめられた點で、ワシントン會議に次ぐ成功ではあつたけれども、しかしながら、それは決して問題の根本的解決をもたらすものではなかつた。日本においては、この條約をめぐつて重大な國內問題がもち上り、軍部と右翼の軍國主義が擡頭することになるのである。⁽¹⁰⁾この相次ぐ軍縮會議の失敗は、要するに劣勢側の根づよい反撥要求にあつたといえよう。

一方、國際連盟における一般的軍縮會議の經過は、一九二七年のジュネーブ海軍軍縮會議の失敗以來進捗しなかつたかに見えたが、注目すべきことは、この秋連盟の軍縮豫備會議に初めて參加したソ連が代表リトヴィノフを通して即時且一般的軍備撤廢案を提出したことである。これは軍縮に對するソ連の原則的立場を明らかにしたものであつて、これまでの軍縮交渉が要するに帝國主義國家間の取引にすぎないことを痛烈に批判して、全面的な世界軍縮を提唱したものであつた。それは、陸海軍とその管理機關の解體、一切の兵器、軍用器材、軍艦、軍用飛行機、軍事施設の破壊、及び軍事關係の法令の廢止を

一年乃至四年以内に實施しようという、實に徹底したものであつた。しかも協定の履行を確保するために、各種監督機關を設け、特に勞働者の組織による協力を通じて軍備撤廢の進行狀況を調査することを決めるなど、史上最初の社會主義國の面目躍如たる提案であつた。しかし、各國はこれを餘りにも現實離れをした理想案として一顧も與えず、全然これはとりあげられなかつた。そこで、ソ連は一九二八年三月更に現實的な提案を試み、陸海空軍の全面的縮少のほかに、最も危険で攻撃的兵器の廢棄、及び空爆用の爆彈、投射物、化學戰、細菌戰の手段禁止を含む案を提出したが、これもまた眞劍な討議の對象とされなかつたのである。一九二八年パリで不戰條約 (Kollög-Briand Treaty) が調印されたが、これを支持した最初の國はソ連であつて、一九二九年不戰條約の即時實施を内容とするリトヴィノフ議定書を周邊諸國と結んだのもソ連である。⁽¹¹⁾

*

一九三〇年のロンドン海軍軍縮會議がある程度の成功を見せたことは、國際聯盟に新たな軍縮氣運を刺戟した。軍縮豫備委員會では、すでにドイツの國際聯盟參加以來活潑な動きを示していた。すなわち、ヴェルサイユ條約には全般的軍備制限の前提としてドイツに軍備制限を課するものとしていたし、ヴェルサイユ會議においてドイツ全權に與えられた通牒にも、「ドイツの軍備制限は一般的軍縮の第一歩である」と明示されていたから、連合國は當然軍縮を履行すべき道義的義務を負つていたのである。ドイツはこの點をとらえて、他國に對し軍縮を強く主張し、これが軍縮問題を促進する要因となつたのである。一九三〇年十二月連盟軍縮豫備委員會は、軍縮協定に關する最終報告をなし、連盟理事會は一九三一年一月二十五日の決議で、一年間の研究期間をおいた上、一九三二年二月二日を期して本式の軍縮會議を開くことを決定した。

かくして、ジュネーブ軍縮會議は開かれるに至つたのであるが、それは非加盟國五カ國も含めて、六十一カ國の参加を見て、パリ講和會議以來の大會議であつた。それは世界の平和愛好氣運に應じて多大の期待が寄せられたのであるが、開幕と共にその前途多難が明白となつたのである。いふまでもなく、そこでは、フランスの安全保障要求とドイツの平等要求との

對立が問題の中心點となり、議事は容易に進展しなかつた。フランス案は、安全保障第一の立場に立つて集團的安全保障制度に重きをおくものであり、大國による國際連盟の警察軍をつくり、重爆撃機は連盟警察軍のみが保有するというものであつた。フランス案は、國際連盟に超國家的軍事力を委ねようという趣旨であるから、この主權觀念修正には批判的な英米がこれを白眼視した傾向があり、またドイツはこの提案の背後にある對獨策略に反對したのは當然であつた。英米ともに軍縮案の中に自國の相對的優位確保を追求したが、これは英國が潜水艦の廢止案主張に顯著に見られるであらう。即ち英國のよう(12)に大商船隊をもつ國にとつては潜水艦攻撃の脅威が特に著しかつたからにはかならなかつた。

このような状態で休會を迎えるに當つて、各國要求をまとめて決議文がつくられたのであるが、それはドイツの主張する平等權が認められていなかつたために、ドイツ代表は「諸國間の權利の平等が明確に認められた場合にのみ、會議の續行に協力するであらう」と聲明したのである。ドイツは、他國がヴェルサイユ條約に規定されている軍備縮少を行うか、或いはドイツの再軍備を認めるか、その二者擇一を主張したわけである。十月再會された軍縮會議にはドイツ代表は平等問題未決のため戻つて來なかつた。二ヵ月の間會議は停頓した後で、十二月に至つて、漸く英米佛三國は、「すべての國に安全保障を供與する體制の中の權利平等」に對するドイツの要求を承認し、ドイツは會議に復歸することになつた。かくて、ドイツの平等原則の要求は認められたのであるが、そこには安全保障を伴うことが條件とされてきた。即ち、フランスは依然として「安全保障」の切札を手にしていたのであるが、とにかくフランスが對獨平等權を認めたことは大きな讓歩であつた。しかしこの讓歩も結局時機おそきに失していた。なぜならば、一九三三年二月軍縮會議は再開されたが、この一月ドイツはヒットラーが政權の座につき、軍縮の行方には不吉な暗雲がたちこめていたからである。三月英國のマクドナルド案が提出されて、具體的な兵員制限が問題になり、ドイツの實質的兵員數が超上へのせられたとき、ドイツは、「高度に武装した諸國のため、軍縮による權利平等を實現することは失敗に終つた。ドイツはもはや自ら武装の道を講ぜねばならない」とい

う強硬な態度を示したのである。しかも、この秋、フランス案は軍縮協定實施について數年の試験期をおき、第一期間の三年乃至四年の間、ドイツは軍備擴張を禁止し、ドイツ國防軍を短期制度に改變し、監督制によつて協定實施を保障し、その間に大陸軍の標準化を行うといふのであつて、第二期間に入つて他國の軍縮を開始するといふものであつた。要するに、これによれば、ドイツの主張する平等原則は實際上無視されたのである。一九三三年十月十四日英國外相サイモンはフランス案に賛意を表し、正午に會議は散會するや、午後三時議長ヘンダーソンは、ドイツ外相ノイラートから軍縮會議脱退の通告を受けたのである。この通告は軍縮會議に對する死の宣告であつた。ヒットラーが其後軍備制限條項破棄宣言を行うに至つたことは言を俟たないところであらう。⁽¹⁸⁾かくして大規模に世界各國が參加した一般的軍備制限を目的とした世界軍縮會議も、ドイツの脱退によつて完全な失敗に終り、何等の協定に到達しなかつた。

*

以上の軍縮會議を顧みれば、それは成敗を問わず各國が相寄り相集つて一般的に軍縮を協議したことが共通しているのが特色であるが、この一般軍縮 (general disarmament) に對して、個別的に二國間で軍縮協定をする局部軍縮 (local disarmament) の先例も存在する。その顯著なものは、一八一七年の英米間 Rush-Bagot 協定である。それはアメリカとカナダの間の國境地方の軍備を制限したものであつて、殊に五大湖における英米双方の海軍兵力の徹底的削減を約したのである。爾來この協定によつて、カナダ國境をめぐる英米間の紛争は解決され、それはながく英米兩國間の平和關係を象徴する金字塔になつたのである。⁽¹⁴⁾一九三五年の英獨海軍協定は、やはり二國間の局部軍縮のカテゴリーに屬するものであるが、この成立は當時の國際情勢を反映して、極めて一時的な便宜的なものにほかならなかつた。世界軍縮會議失敗の後で、ドイツは他國との軍備平等を獲得するための再軍備に邁進するに際して、英海軍を敵とするを不利としたからであるし、英國はまたドイツと戰爭の危険を犯してまで、海軍軍備競争を好まなかつたからこの軍縮協定は成立したのである。英國は軍備競争の財政

負擔の犠牲なくして英海軍の優位を保ちさえすればよく、ドイツの海軍軍擴を抑えることには重きをおかなかつたといえる。したがつて、それは眞の軍縮の名には値しないところの、自國の立場を有利にしようという戰略上の考慮による一時的妥協にはかならないのである。

*

このような戦前の軍縮の歴史を概観するとき、そこには軍縮という觀念の中に含まれる二つの特徴を抽出することが出来ると思う。その第一は、文字通りの軍備縮少 (arms reduction) である。それは、戦勝國が戦敗國に課する場合もあるが、普通の場合この種の軍備縮少は、つねに便宜主義的なものであり、相對的に自國が有利安全であるとき、財政的理由から量的に軍備を縮少する場合が多いのである。しかも、このような經濟的軍縮は、その反面に質的な軍備強化を伴うことを看過してはならない。すなわち、舊式軍備を廢棄し、表面上量的な軍縮を示しながら、それは逆に新式軍備への切換えであり、兵員は減少しても、兵器の改良補充であり、實は質的な軍備擴充であることを注意しなければならぬ。いいかえるならば、この種の軍縮は、兵器技術的合理化にはかならないのである。

その第二は、軍縮と謳つてはいるけれども、軍備縮少ではなく、單なる軍備制限 (arms limitation) である。それは戦勝國間のバランス・オブ・パワーの一環であるにすぎず、相對的に自國の立場を強化せんとする戰略的考慮に出るものであつて、例えばワシントン海軍軍縮條約のようにそれは机上の戦争 (paper war) にすぎないといつてよい。元來國家は軍備を自衛的に放棄するのを肯んずることなく、軍備の自由を主張するものだからである。のみならず、防衛對抗上から相手國の兵器を制限禁止しながら、實は自國の軍事を相對的に強化しようという戰略上の配慮に基いて、軍縮が提唱されることが多い。それは軍縮の名に値しない事實上の軍備強化策であることも認めなければならぬ。

しかしながら、原子爆弾の出現は、このような従來の軍縮の頭を越して、これとはちがつた新しい次元において軍縮を要請し、ここに軍縮の歴史に新しい頁が開かれるに至つた。いうまでもなく、核エネルギーの軍事目的への利用は、戦後の軍事的世界像を一變させたのであつて、それは「通常」軍備 (conventional armament) と「原子」軍備 (nuclear armament) との區別を導いたのである。原子兵器の特徴は、その限らない破壊力にあるが、そのために従來の通常軍備は二義的なものになつてしまつた。のみならず、原子彈頭とミサイル、ロケットの發達は、奇襲攻撃の可能性を増大させ、ここから奇襲攻撃に對する防衛ということが、軍縮において一大關心事となり、軍備の縮少という意味の軍縮よりも、軍備をいかに管理し、制限し、禁止するかという軍備管理 (armament control) が軍縮の緊急課題となつたのである。それはまた、量的軍縮よりも質的軍縮の重要さを前面におし出したことである。いいかえるならば、戦争直後の軍縮は、單なる米英を中心とする連合國の動員解除や、日獨樞軸國の復員武装解除などが主要問題ではなく、東西の原子兵器をめぐつての軍備制限管理を中心として展開されたのである。⁽¹⁵⁾

まさに、戦後軍縮の出發點は、アメリカの原爆獨占にあつて、西方の努力は他方の核エネルギーの軍事的開發をいかに阻止するかにおかれたのである。それは、共產勢力の膨脹發展に對する防止策として、あらゆる軍縮案を嚴格な國際管理、すなわち、これを國際機關の統制下におこうとしたものである。これに對するソ連側の出方は、軍縮の國際管理を根本から拒否しないまでも、出来るだけこれの制限を少くしようと努めたのであつて、ここに軍縮をめぐつての東西の對立が激しくなつて來たわけである。

元來、この原子兵器の出現、すなわち人類文明を絶滅する大量破壊兵器に對する恐怖の念こそ、軍縮の重要切實性を東西

に認識せしめたのであるが、この原爆が政治的道具に使われて對ソ威壓のための原爆獨占到軍縮が向けられたところに軍縮の悲劇の生れる原因が横たわつていたのである。それは、戦後の國際政治におけるライナップが變つたことと、兵器技術における新しい發展が飛躍的になつてきたことにもよるけれども、この兵器技術的要素に劣らず、政治外交的要素が軍縮に占めるウェイトは頗る大きい。いわば、軍縮の對象手段と共に、軍縮の主體が問題となつて⁽¹⁶⁾いるのである。

いうまでもなく、第二次大戰の終結した直後においては、軍縮とは敗戰國に對するものにはかならなかつたのであつて、事實上それは日獨兩國に限られたことであつた。しかしながら、原爆の投下は友敵關係を一變してしまつたといつて差支えない。すなわち、終戦後程なく、樞軸國對連合國という關係は西歐民主陣營對ソ連共產陣營との關係におきかえられてしまつたのである。この二大陣營の對立は、軍縮問題にも重大な影響を與えることになつた。國際連合は、その憲章二六條において、軍備規制のための國際組織をつくることを期待し、この軍縮に對する責任を安全保障理事會に委ねたのであるが、周知のようにその常任理事國である五大國が足並そろわず、東西双方が軍縮方式において異つた道を歩むことになつたのである。しかも、この國連安保理事會の枠内で軍縮交渉を行なわんとする當初の試みは、間もなく大國によつて窮屈な制約と感ぜられるに至り、多數國を交える多邊的交渉よりも、東西大國間の直接交渉の方が有利にされて、軍縮交渉は次第に國連の枠外におし出されることになつた。それは、とりわけ英米ソ佛の四大國⁽¹⁷⁾を中心としてとりあげられることになり、國連一般の規模においてではなく、大國間において運營交渉という形をとることが多くなつたことは注意すべきである。

この交渉の問題點については、先ず第一に、兵器技術の變化ということが決定的影響を及ぼすことになつたことをあげなければならぬ。従來、軍縮といえは傳統的に陸海軍兵力の縮少、及び兵器類例えは戰車、大砲、艦船、航空機などの制限のことであるとされてきた。しかしながら、原子兵器の誕生は直ちにこれを主要産業の生産に對する國際管理ということ⁽¹⁸⁾を第一目標として軍縮交渉を進展させることになつたのである。一九四六年一月國際連合總會は、原子力管理委員會 (Atomic

Energy Commission) の設立を全會一致で議決し、次いでそれはまた、「軍備及兵力の早期一般規制縮少」(an early general regulation and reduction of armaments and armed forces) の必要を認める議決がなされたのである。⁽¹⁷⁾

四

原子力の國際管理は、科學技術の難解な要素に伴う高度に複雑な政治的問題である。これは最初に先ず西方側から具體的提案として打ち出されたのであるが、その特色は國家主權を出来るだけ侵犯することなく原子力の國際管理を效果的に行わんとすることにあつた。核物質は人體に極めて有害な放射能を發散するから、これを防ぐ方法が必要である。しかも、普通ではこれを監視して、一定時に一定量を測定することは不可能である。のみならず、極く少量の核物質でも、原水爆へ轉用され得るから、「机の上の小箱の中に入る位のプラトニウムの量でも、これをもつ國は世界支配を強行しうるに足りる」ので、ただ工場施設作業の管理だけが、核物質の定量が戰爭目的に使用されない保證をすることが出来るということになるわけである。ここに、アメリカの發案になるバルーク案が生れたのである。

バルーク案 (Baruch proposal) は、先ず原子兵器の管理は軍縮交渉の第一の問題であるとして、この原子力の世界全生産を獨占する國際原子開發機關 (International Atomic Development Authority) の設立を提唱したのである。この機關は、すべて核物質が鑛床から移された瞬間からこれの所有者となり、原料資源の採鑛から生産、使用に至るまでのあらゆる原子活動の排他的管理統制を行うのであるが、それは全ウラニウム及トリウム鑛の鑛山、精鍊所、化學分離工場、原子爐の所有運営のみならず、原子力研究調査活動一切を管理統制する絶対權をもつものとされたのである。この案は恐怖兵器の使用を除去する正當手段として提示され、もしこれが受諾されるならば、國際平和協力の廣汎な基礎が築かれるであろうとされたのである。その前提は、査察なくして軍縮なしというにあり、しかもそれはアメリカの原爆獨占優位を保つということに歸

したわけである。のみならず、この國際機關は嚴重な制裁權限を有し、この統制に違反した國に對しては即刻懲罰を課して、そこには國連安保理事會における如き拒否權は適用されないのである。要するに、アメリカは、原子力の開發、生産、利用は一切國際原子力管理機關の下におき、この管理制度が出来てから、核兵器を廢棄すると主張したのである。⁽¹⁹⁾

ソ連は、このバルーク案に對して徹底的な反駁を加え、グロムコ代表は、現實的感覚のない人のみが、かかる機構をつくる可能性を信ずることが出来るにすぎないといつて、バルーク案を全然受けつけず、これに代つて全原子兵器の廢棄を提唱したのである。⁽²⁰⁾ すなわち、ソ連は、まず核兵器の生産及び使用禁止に關する協定を結び、核兵器を廢棄した上で國際管理查察を行うことを提案して譲らなかつたのであるが、この原子力管理をめぐつての米ソの對立が今日まで軍縮交渉にあとをひいているといえる。いわば、今日の軍縮についての東西の對立、すなわち完全軍縮について原則的に協定すべきであるというソ連の主張と、具體的に軍縮措置をきめる管理方法を優先させるべきであるという西方の主張との根本的對立はこのバルーク案に發するといつても差支えない。

この原子力管理をめぐつての米ソの對立抗争は、丁度一九三〇年代の世界軍縮の問題點と共通するところがある。⁽²¹⁾ それは米國をフランスにおきかえ、ソ連をドイツにおきかえてみると、軍縮についての根本主張は同様な形をなしている。原子爆彈の獨占は、米國に對し軍事優位を與えたが、米國はこの優勢を犠牲にするには、他國が原爆を使わないという保證を代償として得ることを要求したわけであるが、それは、安全か平等か (security vs. equality) という佛獨間の對立と根本的には同様である。米國が安全第一で平等を後にする (security first, equality later) 主義であるのに對して、ソ連の方は、平等を先ず主張して (equality first, security later) アメリカの原爆獨占到反對したわけである。いかえるならば、現状維持の國家が軍縮よりも安全保障を優先させるのに對して、現状打破國が軍縮によつて安全を保障しようという (security before disarmament vs. security through disarmament) 對抗形式は、バルーク案をめぐつての米ソの對立にも依然適當す

ると思われる。それは單に軍縮面における對立の基本形式を示すものであるだけでなく、權力鬭争における基本的な形態を示しているのである。米國が出来るだけ長く原爆優位をつづけ、ソ連にこのリードをとられまいとするのに對して、ソ連は米國から優勢を出来るだけ早くとり返そうとしたわけである。

モーゲンソーは、米國の原爆獨占當時の米ソの關係を、 $M:O$ と表示し、ソ連は遠からず原爆をもてば $M:M$ という比率となるであろうが、原爆に關していえば、 $M:M$ の差は問題でないのであつて、 $M:M$ であるとしている。しかし、ソ連の原子軍縮の考え方は、米國をして原爆を即時に廢棄させて、 $O:O$ の對等な關係に立つことにあるのであるとしている。⁽²²⁾このように、ソ連の軍縮をパワー・ポリティックスの次元で考えることは、極めて明快であるにも拘らず、それは原子時代における軍縮の眞意義を把握しているとはいえないと思う。勿論ソ連にはこのような考慮があつたにせよ、軍事的に原子宇宙時代における軍備乃至は國防の意味は變つて來て居り、人類絶滅の戦争恐怖感だけでなく、現實的に原水爆という絶對兵器に對しては、防禦の時間的、距離的マージンがなくなり、防禦が事實上不可能になつていことから、原爆廢棄の完全軍備を主張していることを見落してはならない。

五

現代においては、軍備による國防には限界が來て居り、防禦が出來なくなつてい⁽²³⁾る (defencelessness) という切實な要請が全面軍縮の根據になつているといえる。それは、ソ連が原水爆を保有し、對米劣勢をとり返したのみならず、ミサイル、ロケットにおいてソ連が優勢となつた今日ですら、ソ連が完全軍縮を主張することからもいえることである。

のみならず、科學技術の發達の極、宇宙ロケット時代に入つて、軍備競争の自己矛盾が、全面軍縮を要請しているのである。今日軍備競争のテンポは惡魔的なものであつて、それはギリシアのシジフォスの神話を思い起させるものがある。古代

ギリシア人は、自分の罪業の罰として、大きな石を山頂にまで運び上げ、そこから下へ轉がし落すという全く無意味で、しかも辛い勞働に従事しなければならなかつたという神話をつくつたけれども、最新式の高價きわまる軍需生産品が、工場で出来るか出来ないうちに、もう破壊されるために竝んでいるといえないであろうか。七億弗以上もかけたアメリカのロケット・「ソーア」が始動プラットフォームから揚るや否や爆發してしまつたことは、これを示唆している。⁽²⁴⁾それはまた軍事的に強力になればなるほど、敵方から攻撃破壊される危険が増大するということにも通じている。更に考えられることは、ソ連が最新式戦備において、ミサイル・ギャップといわれるようにアメリカに對して軍事的對抗力が増大しているにも拘らず、完全軍縮を主張するのには、經濟的意味があるということである。

ソ連の完全全面軍縮案の世界史的意義は、それが實行されるならば危険で破壊的な軍備競争に文字通り最後のピリオドが打たれて、人間の生活改善の展望が開かれるというところにある。軍縮は人民の肩の上にかかつている税金の苦痛を軽減し、毎年軍備に費している巨費は、國民生活水準向上のために、住宅、學校、病院、自然改造に向けられるであろう。とりわけ、軍縮は低開發國に對して大きな意味をもつている。⁽²⁵⁾軍縮の結果出來た資金餘裕が、低開發國に向けられたならば、飢餓や疾病、文盲は解消されるに至るであろう。また軍縮は社會主義國にも大きな意味をもち、防衛費が平和建設へ切りかえられて經濟計畫の實現を促進するであろう。ソ連にとつて、選擇は大砲かバタールかではなく、大砲か、バタールか、機械かであるのには、新しい時代の平和の擔い手であるという自覺と自信にもよることも見逃すことは出來ない。世界の平和勢力が戰爭勢力にうちかつという見通しの下に、完全軍縮を提唱してやまないのであると思われる。⁽²⁶⁾

この點について、ソ連が全面軍縮を主張するのは、ソ連得意の宣傳外交にはかならず、東西間の冷戦において自國の立場を有利にせんとする冷戦戰略の考慮によるものであるとされる。すなわち、世界世論に訴えて、原水爆禁止の平和勢力を盛

り立てるために、全面軍縮というポーズをとるのであつて、いわば軍縮が冷戦の武器(Weapon in the cold war)に化しているのであるといわれる。⁽²⁷⁾しかしながら、ソ連の全面軍縮には、單なる微笑外交のテクニクとしてよりも、社會的經濟的な根強い根據が存在するのであり、平和共存と共に、軍縮はソ連の必然的要請であるといつて差支えない。フルシチョフは、「國連總會において、全面完全軍縮こそが管理問題の袋小路からの出口を與えるものであつて、軍縮が包括的且完全であれば管理もまた全面的且完全である。國家はお互に隠し合う必要もないし、その中の一國と雖も他國と對決出来るような兵器をもつていないから、そこで管理員も全力をあげて熱心に機能を發揮出来る」といつている。全面軍縮の下では、管理はまさに國家の義務履行を點檢することであつて、偵察ではない。完全軍縮では軍事機密を知ることとは無意味であり、管理は國家の安全に害をもたらずものでないから心配するに及ばない。ソ連の全面完全軍縮案は、戰爭の危険を除き、軍備競争を廢止するための人民の闘いに新段階を開くものであるといふのである。⁽²⁸⁾

六

ソ連がこのように全面軍縮をかざして進むとしても、これに對して西方側が果して應ずるか否かは問題である。殊に今日の軍縮問題は、原子力の管理方式をめぐつての軍縮管理(arms control)が中心になつてゐる。それは、單に核物質の生産制限、核貯藏の凍結縮小などという管理調査だけでなく、核實驗の禁止、奇襲攻撃に對する防衛や、通常兵力の縮減、地上空の中の査察、外國軍隊、軍事基地の撤收或は、宇宙使用の規制などという頗る廣汎な對象領域をもつてゐる。とりわけそれは、單に原水爆という核兵器だけでなく、ミサイル、ロケットという新兵器が出現するに及んで、愈々管理方式を複雑困難にするに至つたのである。そこで、全般的な軍縮にとりくむよりも、先ず限られた目標に向つて先ず軍縮にとりかかることに關心が向けられることになつた。すなわち、大きく包括的な軍縮(comprehensive disarmament)の代りに、先ず小さく手のつ

けて行かれる部分的な軍縮 (partial disarmament) がとりあげられることになつたのである。

元來ソ連は、建國以來軍縮を國際政治における缺くべからざるスローガンとして居り、戰術としてもソ連は軍縮によつて自ら失うところがないわけであるから、終始一貫して軍縮を提唱して來たのであるが、一九五九年九月の國連總會におけるフルシチョフによる完全軍縮案でそれは象徴される場所である。ソ連は軍縮交渉を阻んだ最大の癌は管理問題であつて、國際信頼感が缺けている現在、管理機關が諜報活動に利用されるおそれがあるために全面軍縮が出来ないのであるが、完全軍縮が達成されるならば、他國からの攻撃のおそれもなくなり、全國土も査察に開放された全面軍縮が出来ると主張したのである。ソ連は完全軍縮すなわち最も厳格な國際管理によつて破局的な戰爭を防止出来るというのであり、完全であるために却て現實的であると主張する。しかし、ソ連は信頼感がなければ査察なしという立場を變えず、査察管理は相互信頼を前提とするのに對して、西方は先ず管理の方を先にして信頼感をつくつて行こうとする以上、ここに管理をめぐつて東西の主張は平行線を迎ることになるのである。

ここに軍縮のディレンマがある。すなわち、一言葉にしていうならば、軍縮なくして信頼感を生れず、また信頼感なくしては軍縮は成立しないのである (No trust without disarmament and no disarmament without trust⁽²⁾)。それはまたいかえるならば、國際情勢の改善がなければ軍縮はなく、軍縮がなければ緊張は緩和しないという悪循環でもあるが、この悪循環を打開するために部分軍縮が唱えられたわけである。それは先ず通常兵力 (conventional forces) の縮少、兵器輸送手段の統制から先に行ふことによつて緊張を緩和しようとするものである。しかも注目すべきことは、ソ連がこの悪循環解決策として、西方案を受け入れて兵力削減にも同意していることである。すなわち、一九五六年ブルガーニンは、軍縮の第一歩に適當な方策として、通常兵力の制限と核實驗の停止をあげている。この部分軍縮は、段階的軍縮と共に、軍縮促進の具體策として重要である。それには核實驗の禁止、空中査察、一定地域からの撤退 (disengagement) などがある。ディスエンゲージ

メントは、東西双方が對立地帯から兵力を引揚げることによつて、非武装化地帯、緩衝地帯をつくり、緊張を緩和しようというものである。⁽³⁰⁾

これと共に、新しい軍縮の概念として看過出来ないのは、核實驗禁止 (nuclear test ban) である。實驗を禁止したからといって、原子ストックの危険は減少するわけではない。それにも拘らず、ソ連はつとに一般軍縮とは切りはなして、別に原水爆兵器實驗の禁止を要請している。この禁止要求は西方の容れるところとならなかつたが、第十一回國連總會にインドをはじめ東歐諸國、中立諸國から強い支持を受けた。中小國が原子力管理に強い關心をもつに至つたことは、フランスの原子クラブ加入が批判されていることにも見られるところであらう。

全面軍縮か部分軍縮か、或は軍縮が先か管理が先かという東西主張の對立は、軍縮交渉の進捗を妨げる難點であるが、この對立の橋渡しは英國によつても試みられたのである。その表徴は、一九五九年の國連總會におけるロイド提案に見られるであらう。ロイド案は、その直後に出されたフルシチョフの全面軍縮案に壓倒されて影がうすくなつたけれども、それは全面軍縮と部分軍縮との中間を行く包括的軍縮 (comprehensive disarmament) 案であつて、それは東西双方の歩み寄りをはかつている點において頗る重要である。⁽³¹⁾ それは三段階で逐次軍縮を實現しようというのであり、先ず第一は手段と目的の交渉段階であり、第二段階に入つて部分的に軍縮を實施し、第三段階で完全軍縮を實施しようというのであるが、とりわけ第二段階において兵器に向けられる核物質の生産中止、奇襲攻撃に對する査察を勸告していることと、國連の下における平和軍 (peace force) を創設することを要請していることは注目すべきである。フランスのモック案もまた部分軍縮の線に沿うものであるが、最近のミサイル、ロケットの發達に鑑みて、核兵器の運搬手段 (vehicles) の開發、生産、保有を禁止することを要請していることは重要なことである。この運搬手段には、人工衛星、ロケット、超音速長距離航空機、大洋航行潜水艦、航空母艦、發射臺 (launching pads) が含まれる。總じて英佛の軍縮アプローチは、米ソの中間を行く妥協的段階案であるこ

とを特色としている。

七

軍縮の歴史、とりわけ戦後の軍縮交渉史を通じて知られることは、軍縮には三つの類型が存在することであろう。

その第一は、恒久平和をめざして戦争を除去し、國際緊張を緩和せんとする平和主義の眞剣な希望から生れる軍縮のタイプであり、それは軍備撤廢 (abolition of armament or abandonment of armed forces) にほかならない。

その第二は、パワー・ポリティックスの局面で相互的に軍備を縮少禁止するけれども、事實は軍事的に自國の立場を相對的に強化しようという戰略上の軍備縮少 (reduction of armament) であつて、軍縮の美名に借りての實質的軍備強化にはならない。それは従來の軍縮の殆んどはこれに屬しているといえるのであつて、軍縮が軍擴の反對概念であるだけに、國防安全の配慮が拂われずにはおかないことから起るのである。殊に戦後において、量的軍縮 (quantitative disarmament) がなされ、通常兵力は縮減一途を辿りながら、反對に通常軍備に代つて原水爆、ミサイル、ロケットなどの新兵器體系で補充する傾向は、質的軍縮 (qualitative disarmament) ではないことに注意しなければならない。この立場では、軍縮でなく逆に軍備充實が安全平和に役立つといふいわゆる阻止力 (deterrence) としての核兵器の存在理由を強調するのであるが、これには重大な危険性がひそんでいることはいうまでもない。

その第三のカテゴリーに屬する軍縮は、戦後の新しい冷戦の事態に即應したものであつて、外交の手段 (diplomacy of disarmament) として提唱されたものである。すなわち、平和主義の世界世論にアピールして、東西間の冷戦において自國の立場を有利にするために利用される軍縮、いわば冷戦の武器としての軍縮である。したがつて、それは眞の軍縮に値しない似而非軍縮であると批判されるのであるが、この點については、果してソ連の軍縮意圖が何であるかという信頼性の問題と

もなるのである。

軍縮の根本的難點はこの國際不信にあるのであつて、それは英國軍縮代表として命名せる Anthony Nutting が、「軍縮なくして信頼感を生れず、信頼感なくして軍縮なし」(You can not have confidence without disarmament, and you cannot have disarmament without confidence) ⁽⁸²⁾ といつたことの中に軍縮の問題性が表明されているであらう。しかしながら、一九六〇年代の原子宇宙時代に入つて、科學技術の發達の極、國防力が限界につき當り、いかに強力な軍縮をもつてもその甲斐がないという事態になれば、軍縮以外に救いはないといえるであらう。たとへ軍縮交渉が難航しても、軍縮——軍備縮少制限の意味にとどまる軍縮でも——が、少しでも進捗するならば、それは國家間の緊張を緩和し、對立紛争を平和的に解決する氣運を高め、國際外交の空氣を和らげることは確かである。この意味において、我々は軍縮の現代的意義を單にその理念的要請にとどまらず、具體的現實性において把握すべきであらう。とりわけ、軍縮の積極的意義、すなわち軍備撤廢、全面軍縮の根據を認識することは、今日極めて重要であると思われる。

(7) Earnest Bevin Mr. Bevin's speech to the Foreign Press Association in New York—Nov. 11 1946. G. Schmarzberger; Power Politics p. 562 ハート田

(8) Francis O. Wilcox; 'The Search for Disarmament. 1956 Washington, p. 1. 國務省の次官補たりしウィルコックスは、disarmament の言葉を使わず、'limitation, regulation and control of arms 即ち、'軍備の制限、'規制、'管理とすべきであるといふ。いかなるいみでも文字通りの軍事撤廢はありえなかつてゐる。

我國でも、ことに尾崎行雄は一九二九年の著書において、軍縮の言葉を使わず、「軍備制限」という表現をとつてゐる。

(9) 'The Shorter Oxford English Dictionary 一九三三年版によれば、'The action of disarming とあるから disarm を檢べるべし。1) 'To deprive of arms: to take the arms or weapons from 2) 'To deprive of mean of attack or defence, 3) 'to reduce to the customary peace footing. 4) 'Webster's Dictionary New-Twentieth Century 1957年版によれば、'disarmament: 1) a disarming 2) the reduction of armed forces and armaments, as to a limitation set by treaty 3) a disarmed condi-

tion である。

- (4) 原を以て E. Kant 等の Perpetual Peace, 1797, First Section 3. に於て Standing Armies shall be entirely abolished in the course of time といふ。Bertrand Russell の如き現代哲學者は、原子時代の軍縮を極むる勢があるが、その時機は理論的に要請ならぬと云へ、核武装反対、核廃絶反対等の實際運動を密着して行ふべきである。B. Russell, 以上 Common Sense and Nuclear Warfare, 1959, London の著である。
- (5) Hans Morgenthau; Politics Among Nation, 1950, N. Y., p. 309
- (6) Richard J. Barnett; Who Wants Disarmament, 1960, Boston, p. 57-58
- (7) 七ノットの武装解除には特別な一節(第五節)が設けられてゐる。Treaty of Versailles V.
- (8) 鹿島守之助著 日米外交史 昭和三十三年 一六四頁
- (9) 松下幸男著 水野廣徳 昭和二十五年 二一一頁
- (10) 外務省監修 日本外交百年小史 昭和三十三年 一〇頁
- (11) Palmer and Perkins; International Relations, 1954, London, p. 836
- (12) Andrew Martin; Collective Security, 1952, Paris, p. 54
- (13) 林義陸著 歐洲最近外交史 昭和二十二年 一四七頁
- (14) Phillip Noel-Baker; The Arms Race, the world programme for Disarmament, 1958, p. 511
- (15) Anthony, Nutting Disarmament, 1959, London 参照
- (16) Joseph Noguee; The Diplomacy of Disarmament, 1960, N. Y. p. 237
- (17) The Disarmament Question 1945-56, Central Office of Information, London, 1956, p. 4
- (18) Winston Churchill; The Hydrogen Bomb and Survival, Text of a speech delivered in the House of Commons on March 1st, 1955.
- (19) P. M. S. Blackett; Military and Political Consequence of Atomic Energy, 1954, London, Chapter X
- (20) Noguee; ibid. p. 248
- (21) Morgenthau; ibid. p. 319
- (22) " " " p. 320

- (23) Herz; *International Politics in the Nuclear Age*. 1959, N. Y. 參照
- (24) フル・ノルカーシエノン「軍縮は平和たしむる最も確實な途である」日本國際問題研究所發行 國際問題シリーズ第六號 一五頁
- (25) Konni Zilliacus; *Britain in a Disarmed World*. New Times, No. 2 Jan. 1961, p. 16
- (26) Barnett; *ibid.* p. 78
- (27) Nogée; *ibid.* p. 281
- (28) N. S. KHRUSHCHOV; *Disarmament For Durable Peace and Friendship*. 1960, Moscow 參照
- (29) Nogée; *The Diplomacy of Disarmament* 中々中 Anne Winslow の翻譯
- (30) Eugène Hinterhoff; *Disengagement*. 1959, London 參照
- (31) Her Majesty's Stationary Office; *The Search for Disarmament*. 1960, London
- (32) Anthony Nutting; *Memorandum on Disarmament*. Mclellan, Olson, Sonderrmann; *Theory and Practice of International Relations* 1960, N. J. p. 380